

尼崎市閉栓未収等回収業務委託プロポーザル募集要項

上記業務については、業務委託候補者の選定のため、公募型プロポーザル方式で実施しますが、関係条例・規則、関係法令の定めによるもののほか、この募集要項によるものとします。

1 業務概要

(1) 業務名

尼崎市閉栓未収等回収業務委託

(2) 業務内容

別紙「尼崎市閉栓未収等回収業務委託仕様書」のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和5年3月31日までとします。

それ以降は業務実態や成績を考慮し、最長令和9年3月31日まで単年度契約による更新を可能とします。(ただし、令和5年度以降において、尼崎市水道事業会計予算が履行期間の開始までに成立しない場合は、契約を締結しないことがあります。)

(4) 委託料

本委託業務により退去滞納者等から収納した金額に、プロポーザル参加者から提案のあった報酬の割合(成功報酬率の上限は「30%」とします。)を乗じて算出した額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額とします。

2 目標設定

受託者は、委託者から対応を依頼された未収金につき、令和5年3月31日時点において、未収金の金額ベースで30%以上の回収率の達成を努力目標としてください。

3 応募資格等

プロポーザルに参加できる者(以下「参加者」と言う)は、次にあげるすべての要件を満たす者とします。

- (1) 弁護士法(昭和24年法律第205号)第4条に規定する弁護士または同法第30条の2の規定による弁護士法人であり、同法第57条のいずれかに規定する懲戒を現に受けていないこと。
- (2) 次のいずれかに該当しないこと。
 - ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により、本市から入札の参加資格を取り消されている者
 - ② 尼崎市から、契約に係る入札参加資格停止措置を、プロポーザル公募開始日から企画提案書類の受付の日までの期間内に受けている者
 - ③ 尼崎市から、尼崎市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置をプロポーザル公募開始日から企画提案書類の審査の日までの期間内に受けている者
 - ④ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴

- 力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある者
- ⑤ 暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過していない者を役員に含む者
 - ⑥ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項及び第2項の規定による民事再生手続開始の申し立てがなされている者（同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く）
 - ⑦ 過去3年間（令和元年度から令和3年度）、本店及び市内に所在する営業所等が国税及び地方税、公課を滞納している者
 - ⑧ 代表者及び役員に破産者又は禁固以上の刑に処されている者がいる者

4 企画提案競技参加の手続き

(1) 企画提案競技応募申請書の提出

企画提案競技に参加しようとする者は、企画提案競技応募申請書、別紙「様式1」に必要な事項を記入し、次のとおり提出してください。

- ① 提出期間は、令和4年8月29日（月）から令和4年9月15日（木）午後5時までとします。
- ② 提出書類は、企画提案競技応募申請書（別紙「様式1」）とします。
- ③ 提出方法は、下記10の「担当課」に持参又は郵送により提出してください。
 - ア 持参する場合は、下記10の「担当課」に連絡の上、土曜、日曜、祝日を除く提出期限までとし、受付時間は午前9時から正午、午後1時から午後5時までとします。
 - イ 郵送する場合は、提出期限までに必着とし、必ず「簡易書留郵便」を利用した上で、下記10の「担当課」に企画提案競技応募申請書を郵送した旨の連絡をしてください。

5 企画提案書に関すること

(1) 企画提案書に要する書類の提出方法等

企画提案競技応募申請書、別紙「様式1」を提出した者は、次のとおり必要書類を提出してください。

- ① 企画提案書
 - 表紙は、別紙「様式2」とし、表紙以外については任意様式（A4サイズで通し番号を各ページの下部中央に記載）とします。
- ② 提出期間は、令和4年9月16日（金）から令和4年9月30日（金）午後5時までとします。
- ③ 企画提案書に盛り込むべき内容は次のとおりとします。
 - ア 地方公共団体や民間企業での類似業務実績
（取引先名、債権の種類、業種内容、受託件数や回収件数、金額など）
 - イ 本店及び支店などの事業所の所在地及び事業所数と従業員数
 - ウ 本業務の実施方針（会社としての取組姿勢）
 - エ 個人情報保護、情報漏えい等に対する危機管理体制に関すること
 - オ コンプライアンスについての方針及び研修体制に関すること
 - カ 従事者の専門性・能力に関すること
（従事者の資格、知識、経験、同種・同類の事業実績及び具体的、特筆すべき成果など）

- キ 債権回収に係る方法・体制に関すること
(回収困難度別に分けた催告方法、回数、催告送付の履歴や債権者の状況管理など)
 - ク 調査業務に係る方法・体制に関すること
(転居者の調査、名義人死亡の場合の相続人調査など)
 - ケ 問合せ業務に係る方法・体制に関すること
(問合せに対する具体的な応答手順、受付時間、市への報告の方法や頻度など)
 - コ 成功報酬の率(消費税相当分を除く。)
- ④ 企画提案書とは別に次の関係書類を同時に提出すること。
- ア 弁護士法人名・代表者の職名及び氏名・所在地・設立年月日・財務諸表・従業員数・業務内容などの会社概要が記載されている資料(登記簿謄本や定款、パンフレットなど)
※登記簿謄本は、申請日現在、発行後3か月以内のもの。写しでも可とします。
※弁護士法人以外の者は、上記④のアの内容に準じた、資料
 - イ 本店の代表者以外の者が提案を行う場合は、権限が委任されていることを記載した委任状
 - ウ 企画提案書の内容の参考となる書類等(納税証明書や弁護士会に所属していることの証明書等。写しでも可とします。)
- ⑤ 提出部数は、原本1部と複写7部の合計8部とし、下記10の「担当課」に持参又は郵送により提出してください。
- なお、提出書類について、条件に適合しない場合は無効とすることがあります。
- ア 持参する場合は、下記10の「担当課」に連絡の上、土曜、日曜、祝日を除く提出期限までとし、受付時間は午前9時から正午、午後1時から午後5時までとします。
 - イ 郵送する場合は、送付資料の目録を添付した上で、提出期限までに必着とし、必ず「簡易書留郵便」を利用し、下記10の「担当課」に企画提案書を郵送した旨の連絡をしてください。
- (2) プロポーザル参加に際しての注意事項
- ① 次のいずれかの事項に該当する場合は、失格とします。
 - ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
 - イ 提出書類に虚偽の記載を行った場合
 - ウ 募集要項に違反すると認められる場合
 - エ 他の提案者と提案の内容について相談を行った場合
 - オ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
 - カ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った場合
 - ② 著作権・特許権等
提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて参加者が負うものとします。
 - ③ 複数提案の禁止
プロポーザル参加者は、複数の提案書の提出はできません。複数の提案書が提出された

場合は失格とします。

④ 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差替えまたは再提出は、軽微なものを除き、原則認めません。

⑤ 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

⑥ 費用負担

企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とします。

⑦ その他

ア 企画提案競技応募申請書を提出した場合であっても、企画提案書の提出がなされない場合は、辞退したものとします。

イ 参加者は、企画提案競技応募申請書の提出をもって、募集要項の記載内容に同意したものとします。

ウ 企画提案競技応募申請書の提出後に辞退をする場合は、尼崎市閉栓未収等回収業務委託事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)(次の(3)の①)開催日前日までに、辞退届(様式3)を下記10の「担当課」に持参又は郵送により提出してください。なお郵送する場合は、必ず「簡易書留郵便」を利用した上で、下記10の「担当課」に辞退届を郵送した旨の連絡をしてください。

(3) 評価方法

評価は、尼崎市公営企業管理者が設置する選定委員会が行います。

契約候補者の選定に当っては、「評価項目及び評価内容」(別表)に基づき、企画提案書から、提案内容、事業実施能力等を評価、採点します。

評価の実施日時は、事前にプロポーザル参加者全員に通知します。

当日は、企画提案書の内容について質問する場合がありますので、説明者が電話対応できるようにしてください。また、評価の実施日にプレゼンテーションによる説明を希望される場合は、下記10の「担当課」に事前に連絡してください。

(4) 評価結果の通知および公表

評価結果は選定後、速やかに参加者に通知するとともに、尼崎市公営企業局のホームページで公表します。なお、選定に対する質問は受けません。

(5) 契約候補者の選定

市は上記(3)の評価結果に基づき、選定委員の各評価点の合計(以下(合計点)という。)が最高点の者を、本業務の目的に最も適した企画・技術的能力等を有する事業者(以下「契約候補者」という。)として選定します。

なお、各評価項目が最も優秀であると認められた1者を契約候補者として決定し、次点の1者を次点者とします。また、契約候補者との契約が成立しなかった場合は、次点者を、契約候補者として決定します。

ただし、最高点の者が複数いる場合は、重点項目の評価点が最も高い者を契約候補者と決定します。また、それでもなお、同点の場合は、成功報酬率の最も低いものを契約候補者と決定します。

6 募集要項等に関する質問書の受付及び回答の公表

(1) 質問書受付期間

令和4年8月29日(月)～令和4年9月7日(水)

(2) 質問書提出方法

プロポーザルに参加するにあたって質問事項がある場合は、質問書(様式不問)を下記10の「担当課」あてに郵送、ファックス又は電子メールにファイル(ファイル形式は、マイクロソフトワードとしてください。)を添付して提出し、下記10の「担当課」に提出した旨の連絡をしてください。

(3) 回答

質問に対する回答は、競争上の地位を害するおそれのあるものを除き、随時、尼崎市公営企業局のホームページのサイトにて公開します。

アドレス <http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/shoukai/2000710/2001075.html>

7 契約の締結

(1) 契約候補者が決定した後、速やかに管理者との間で協議を行い、委託業務の仕様を確定したうえで契約を締結します。

(2) 契約書は2通作成し、双方が各1通を保有するものとします。

(3) 契約書の作成に要する費用は、すべて受託者の負担とします。

8 関係法令の遵守等、業務遂行に当たっての留意事項

(1) 関係法令の遵守

受託者は、この事業を実施するにあたり、水道法(昭和32年法律第177号)、尼崎市水道事業給水条例(令和元年6月27日条例第7号)、下水道法(昭和33年法律第79号)、尼崎市下水道条例(昭和35年12月24日条例第21号)、その他関係法令を遵守すること。また、尼崎市公営企業管理者の指示するところに従い、信義を守り、誠実に受託した事務を履行してください。

(2) 業務の一括再委託の禁止

受託業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。

ただし、一部委託で書面により委託者の了承を得た場合は、この限りではありません。

(3) 個人情報保護

受託者が尼崎市閉栓未収等回収業務を行うにあたって個人情報を取扱う場合には、尼崎市個人情報保護条例(平成16年12月27日条例第48号)に基づきその取扱いに十分留意し、滅失及び漏えいの防止、その他個人情報の保護を厳守すること。

(4) 守秘義務

受託者は尼崎市閉栓未収等回収業務委託を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様となります。

9 スケジュール

項目	日程
募集要項等の公表・配布	令和4年8月29日～令和4年9月30日
募集要項等に関する質問受付	令和4年8月29日～令和4年9月7日
企画提案競技参加申請書提出	令和4年8月29日～令和4年9月15日
質問事項回答	令和4年9月12日
企画提案書類受付	令和4年9月16日～令和4年9月30日
企画提案書類の審査	令和4年10月上旬ごろ
評価結果の通知・公表	令和4年10月中旬ごろ
契約締結・業務開始	契約締結日以降

10 担当課(各種書類の提出先及び問い合わせ先)

尼崎市 公営企業局 上下水道部 料金担当

所在地 〒660-0051 兵庫県尼崎市東七松町2丁目4番16号

電話 06-6489-7406(直通)

メールアドレス s_ryoukin@city.amagasaki.hyogo.jp

※メール送信後は、必ず電話により受信を確認してください。